

留学説明会資料（外国語学部）

羽島教務課

【派遣・認定留学における単位認定について】

留学先の大学にて修得した単位を、本学で修得した単位として認定することが可能です。
単位認定は教務委員会の審議を経た後、教授会の決定をもって行われます。

1. 認定単位数

半期 24 単位・通年 48 単位を上限とします。

2. 認定科目

留学における単位認定では、専門科目の一部が認定されます。認定する科目は次のように決定します。

①「読み替え科目一覧表」「認定科目一覧表」（表 1）の科目を認定する。

※留学する学年、学期の開講科目を認定

（例：2 年生前期に留学→Essay Writing I、英文読解Ⅲ）。

② ①で認定しきれなかった単位を、「他大学」という科目名で認定する。

～2018年度入学生【読み替え科目一覧表】

（表 1）

開講 学年	開講 学期	英米語科目		中国語科目		日本語科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
2年生	前期	Essay Writing I 英文読解Ⅲ	1 1	中国語コミュニケーションA	1	日本語教育学入門	2
	後期	Essay Writing II 英文読解Ⅳ	1 1	中国語コミュニケーションB	1	日本語教育研究 I	2
3年生	前期	Essay Writing III 英文読解Ⅴ	1 1	中国語コミュニケーションC	1	日本語教育研究 II	2
	後期	Essay Writing IV 英文読解Ⅵ	1 1	中国語コミュニケーションD	1	日本語教育研究Ⅲ	2
4年生	前期						

2019年度入学生～【認定科目一覧表】

（表 1）

開講 学年	開講 学期	英米語科目		中国語科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数
2年生	前期	English Communication E	1	中国語 I	1
		Business Communication I	1	中国語コミュニケーションA	1
		Essay Writing I	1		
		英文読解Ⅲ	1		
	後期	English Communication F	1	中国語 II	1
		Business Communication II	1	中国語コミュニケーションB	1
		Essay Writing II	1		
		英文読解Ⅳ	1		
3年生	前期	Reading and Discussion I	1	中国語コミュニケーションC	1
	後期	Reading and Discussion II	1	中国語コミュニケーションD	1
4年生	前期				

※履修要覧参照

3. 単位換算

留学先大学での科目・単位数にかかわらず、実質の授業内容・授業時間数を考慮した以下の換算方法により認定単位数を計算します。各科目・授業内容ごとに単位数を計算してください。

$$\text{単位数} = (\text{授業時間 (分)} \div \text{コマ}) \times (\text{コマ数} \div \text{週}) \times \text{開講週数} \div 675 \text{ (分) (本学の基準時間)}$$

※授業期間を半年留学15週以上、1年留学は30週以上確保すること

※滞在期間の目安：半年留学の場合20週、1年留学の場合40週

4. 評価

留学先大学の評価にかかわらず、「認定」という評価になります。ただし、評価内容が基準に達していないと判断される場合は、認定できません。

また、成績評価が「認定」の場合、GPAに算入されません。

5. 留学後の単位認定申請手続き

次の書類を羽島教務課に提出してください。

- ①単位認定申請書（所定の様式が国際交流課にあります）
- ②留学先大学発行の成績証明書及び修了書の原本
- ③タイムテーブル（授業内容を記入のうえ、留学先大学の証明を受けてください）

なお、次の書類も必要な場合があるので、適宜準備してください。

- ・講義科目内容説明書及び成績の評価基準を示す文書
- ・留学先大学の学年暦（授業の開始日と終了日・試験期間・休暇期間などを示す書類）
- ・クラススケジュールを示す書類
（留学先での履修科目の時間数、一科目ごとの授業総時間数、1回の授業時間・毎週の授業回数が判る書類）
- ・教科書・タームペーパー・答案・指導教授のコメントなど
- ・その他単位認定をする上で参考となるような書類

※申請書の記入方法など不明な点は国際交流課に問い合わせてください。

6. 注意事項

- ・換算した単位数すべてが科目の単位として認定されるとは限りません。
- ・休学して留学した場合には、単位認定の対象にはなりません。

【教員免許状取得と留学について】

留学を希望する学生で教員免許状の取得も希望する場合は、下記の点に注意してください。

1. 教育実習について

- ・教育実習は原則として4年生の前期に行われます。
- ・実習校への実習依頼は、例年3年生の5月頃に行い、また実習依頼に関するオリエンテーションを4月下旬に行います。この時期に留学する学生は、出発前に教育実習課へ申し出て指示を受けてください。
- ・教育実習に参加するためには、3年生修了時まで「教育実習履修要件」を満たす必要があります。履修要件については履修要覧を確認してください。

2. 介護等の体験について

- ・2年生後期から事前指導が始まり、介護等の体験と事後指導は3年次に行われます。
- ・2年生後期に留学する場合は、事前・事後指導や介護等の体験の実施時期がずれますので、出発前に教育実習課へ申し出て指示を受けてください。
- ・3年生前期以降に留学する場合は、事前指導は留学前に行いますが、事後指導及び介護等の体験の実施時期がずれますので、出発前に教育実習課へ申し出て指示を受けてください。

3. 小学校教諭免許状取得（特別措置）について

- ・外国語学部では特別措置により、小学校教諭免許状の取得に関わる教育学部の授業科目を履修し、免許を取得する制度があります。特別措置にあたっては、2年生後期に試験を行いますが、出願条件があるため、希望する学生は履修要覧で内容を必ず確認してください。
- ・小学校教諭免許状取得のための履修科目は3年次から始まりますが、2年次に留学した場合、留学中に修得できなかった卒業要件科目と、小学校免許取得のための科目の履修が重なることが多く、免許取得が困難になります。そのため、派遣・認定留学に参加する場合は、小学校教諭免許状取得（特別措置）の選考試験受験資格を失います。よく検討してください。
- ・休学留学する場合においても、3年次以降の場合、小学校教諭免許状取得（特別措置）は認められません。長期留学を希望する場合は、1年次あるいは2年次中に行うようにしてください。

【履修登録と留学について】

留学をする学期について、本学の授業科目は履修できませんが、次の科目に限り履修を認めます。

- ・基礎セミナーⅡ、卒業研究Ⅰ・Ⅱ（留学中に MANALOG 等で指導を受ける）
- ・受講可能な集中講義科目

登録の方法については、留学出発前に羽島教務課へ申し出て指示を受けてください。

【授業の参加について】

学期の途中に出発する、また学期の途中で帰国する場合で、本学の授業を一部でも受講したいと希望する場合は、担当教員の許可があれば聴講することができます。ただし、聴講という形ですので、単位修得はできません。

【卒業研究の指導教員選択について（2年生）】

2年生の11月頃に「卒業研究」（3・4年生のゼミ）の指導教員希望調査を行います。この時期に留学する場合はメールで指示しますので、羽島教務課と連絡のとれる状態にしてください。もし連絡がとれないことで希望するゼミに入れなかった場合は、本人の責任となります（MANALOGで調査予定）。

【TOEIC 受験について（2・3年生）】

留学により、1月27日（水）、2月17日（水）実施予定の学内 TOEIC IP テストをいずれも受験できない学生は、各自で必ず留学先で TOEIC テストを受験し、日本時間の3月5日（金）17時30分までに羽島教務課にスコアを提出してください。

※留学先で TOEIC の受験が不可能な場合は IELTS、ケンブリッジ英検、TOEFL でも認めます。その場合は羽島教務課に連絡してください。スコア提出時期は同じです。

なお、スコアの提出がない場合は、現在のクラスから2クラス下げます。

【帰国後の科目履修について】

留学する場合、留学先での学修により一定の単位が認定されますが、中学校・高等学校教諭免許状取得のための科目は認定されないため、留学までに修得できていない単位は、帰国後にすべて履修する必要があります。

時間割の都合で受講できない科目がある場合は、卒業要件、教育実習履修要件、教員免許状取得要件などを考慮し、優先順位の高い科目から履修してください。

クラス分け等の理由により卒業・免許取得に影響がある場合は、履修登録期間中に羽島教務課へ申し出てください。クラス変更等の考慮をしますが、開講状況によっては希望通りにならないこともあります。

以上のことを理解したうえで留学に参加してください。また、帰国後は掲示板等でオリエンテーションの日程等の確認を忘れずに行ってください。